

懲戒権について（意見）
愛育研究所：山本恒雄

懲戒権について（意見）

愛育研究所：山本恒雄

1. 「体罰の禁止」が示していること

児童虐待問題について「体罰の禁止」が法定化されたことは、養育者による虐待という事象に留まらず、子どもの監護・養育にかかわるすべての関係者に対して、子どもへの暴力、有形力の行使が不適切であるという方向性を示した点に意義がある。反面、禁止の対象を「体罰」に限定したため、「子どもの最善の利益の保証」、「健全育成の達成」を根本的な目標としてきた日本の児童福祉の理念に照らせば、いささか不十分・不完全な条件設定であると言わざるを得ない。例えば個人的な児童福祉の現場経験としては、「叩かなければいいだろう！ 叩かないと約束するから子どもを返せ！」という罵声を幾度も浴びせられてきたことが思い起こされる。

本来、子どもの最善の利益を保証し、その子の最大限の可能性を追求し、健全育成の達成を目指すことにおいて、それは、すべての国民の共通の目的として、たとえ今は、子どもの福祉にとって不適切な養育をなし、暴力や体罰を行使してきた親であっても、すべての子を持つ親として、等しく子への責務と子育ての目標を共有し、その取り組みの基本的方向性が共有されることが重要である。この観点からは、親権者の懲戒権に関する「体罰の禁止」は、まだ、部分的・表面的な規定にとどまっており、子どもの健全育成の達成を、すべての監護・養育者が根本的に共有するには不十分な規定であると考えられる。

2. 諸外国での先行する体罰禁止の基本理念

（以下の条文、引用の各国の条文の日本語訳については平野裕二氏の訳*を参照・引用させていただいております。ただし一部 山本が追記・加工したものを含みます。）

* 平野裕二氏のサイト：「A R C 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」

<https://w.atwiki.jp/childrights/pages/107.html>

親の体罰問題と子の最善の利益の保障、健全育成の達成は、現代世界では確かに「体罰禁止」というテーマのもとで議論と制度整備が蓄積されてきた。ちなみに親の暴力に関する考え方は、例えば以下のニュージーランドの規定（刑法 56 条（親の統制））に、その機微の一端がよく示されているといえる。曰く、刑法において、① 子どもや他人が危害を加えられることから守る、② 子の犯罪行為を止める、③ 子の攻撃的・破壊的な行為を止める、④ 親の望ましいケアおよび子育てに付随する通常の日常的職務を遂行するために、それを妨害するものを排除する、これら①～④の場合に限っては、それらの状況に照らして合理的な範囲で、かつ、その目的のためにのみ、有形力が行使される場合、それには正当性があるとされる。ただし、それに続けて、いかなる規則も、矯正を目的とする有形力の行使を正当化するものではないとされており、その全体が親の子への暴力禁止の基本的な趣旨として示されている。

さらに続けて、世界で最初に体罰禁止法を制定したとされるスウェーデンの「子どもと親法 6 章 1 条（1979）」では、「子どもは人格および個性を尊重して扱われる」ことが基本的な原理

として確認され、「体罰または他のいかなる屈辱的な扱いも受けない」として、体罰を禁ずるだけでなく、その他の屈辱的な扱いをも同列の問題として禁じている。あるいは、オランダ民法1:247条（2007）では、「子のケアおよび養育において、親は、情緒的もしくは身体的暴力または他のいかなる屈辱的な取扱いも用いない」として身体的暴力と並列に情緒的暴力またはその他の屈辱的な取り扱いを禁じている。これらの規定をみると、体罰禁止の基底には「精神的および身体的暴力その他の品位を傷つける行動から子を保護する監護者の義務（アイスランド：子ども法 28条（2003）」という理念が原則として想定されていると理解する必要がある。

3. 体罰禁止に伴う精神的損傷、辱め・侮辱・品位を傷つける取り扱い・処罰の禁止

これまで体罰禁止を法制化してきた諸外国においては、その大半が体罰の禁止と共に、養育・しつけにおいて、結果的に精神・情緒を傷つけるような行為を禁じている。それらは、「辱め」、「侮辱」、「品位を傷つける取り扱い・措置」、「非人道的取り扱い」、「精神的処罰」、「尊厳・名誉の侵害」、「情緒的状况に影響を及ぼす可能性のある罰」などとして示されている。これを概観すると、それら体罰禁止の法定化の趣旨は、「身体的暴力や体罰だけが問題なのではなく、子どもの尊厳を傷つけ、その精神的健康に害をなす危険性がある、すべての処罰・制裁を子どもへの正当なしつけとは認めない」ということであり、その考え方の上に体罰の禁止、その他の処罰の禁止が例示されているのである。例えば以下に示す抽出事例中、ルーマニア（子どもの権利保護促進法（2004））の記述にはその原則が詳しく示されている。

これまでに体罰禁止を法定化してきた諸国における体罰以外の禁止事項例

- （フィンランド） 子は抑圧、体罰またはその他の辱めの対象とされない
- （ノルウェー） 精神的健康を害する可能性がある取扱いの対象とされない
- （オーストリア） 身体的または精神的危害を加えることは許されない
- （キプロス） 暴力とは…精神的損傷を直接加える結果に至ったもの
- （デンマーク） 他のいかなる侮辱的な扱いも受けない
- （クロアチア） 品位を傷つける取扱い、精神的または身体的処罰…の対象としてはならない
- （ラトビア） 尊厳または名誉を侵害されない
- （ドイツ） 心理的被害の生起その他の品位を傷つける措置は禁じられる
- （ブルガリア） その尊厳を害するあらゆる養育手段、身体的、精神的その他の態様の暴力〔ならびに〕その利益に反するあらゆる形態の影響から保護される権利を有する
- （イスラエル） 親・保護者及び教員の不法行為訴訟における「合理的懲戒」の抗弁を廃止
- （ルーマニア） 屈辱的なもしくは品位を傷つける取扱いを受けない。…しつけのための措置は、その子どもの尊厳にしたがってのみとることができ、… 精神的発達に関わる罰もしくは子どもの情緒的状况に影響を及ぼす可能性のある罰は、いかなる状況下においても認められない

- (ウクライナ) 非人道的または品位を傷つける取り扱いまたは罰は禁止される
(ハンガリー) 品位を傷つける処罰または取扱いを受けない

以上の個々の出所については別紙参照

4. 懲戒が意味することについて

さてこのように見てくると、体罰禁止の原点に「子どもの尊厳を尊重し、その品位を傷つけたり、辱めたり、侮辱したり、精神的・情緒的健康さをそこねたりする危険性のある行動から子を保護する監護者の義務」をふまえて「懲戒」を考えることが必要であると考えられる。

別紙にあるように辞典によれば「懲戒」には基本的に「①不正・不当な行為に対してこらしめ、いましめの制裁を与えること」と「② 特別の権力・監督関係または身分関係における紀律の維持のために、一定の義務違反に対して制裁を科すること（公務員 弁護士、議員、親権者の子に対する等々）や、労使関係における就業規則に基づいて行われる使用者の一方的処分（戒告・減給・解雇など）」の二つの意味があるとされる。いずれも「制裁」「規則違反に対する処分・処罰」である。

懲戒にあたる英語の訳語としては以下の 3 語が示されるが（研究社 新英和中辞典）その意味の共通点は、規律・戒律、懲罰・叱責である。

discipline: 訓練, 鍛練, 修養; 教練, しつけ; 規律, 統制; 戒律, 折檻(せつかん), 懲戒

punishment: 処罰, 刑罰, 懲罰, 折檻(せつかん), 虐待, 酷使.

reprimand: (公式な厳しい)叱責(しつせき); 譴責(けんせき), 懲戒.

5. 民法における懲戒権について

今回のテーマである民法における親権者の懲戒権は、言うまでもなく歴史的には体罰を含む処罰を親が子に限り行使する権限であり、同時に社会に対して親権者が、子どもについて負っている固有の閉鎖的な責任の行使でもあったとみなされる。それは親が子どもに「しつけ」を行う上での重要な機能と考えられてきたと言える。おそらく歴史的な経過からいえば、体罰を含む処罰をもって親が子どもの行動を矯正することが懲戒の本体をなしていた。

しかし、上にみてきたような世界的な体罰禁止の法制化の流れでは、そもそも子どもへのしつけを、処罰・制裁の観点から行うこと自体に疑問が呈されている。確かに子どもの最善の利益を保障し、その健全育成を達成するという目的からみれば、規律や親の命令に対する子どもの違反行為に対して処罰、制裁を加えることは、たとえそれが体罰でなくとも、ともすれば、子どもの尊厳を損ない、恥をかかせ、その品位を貶める危険性に近づく行為であり、こうした処罰をもって子どもをしつけることは、子どもの情緒的状況に影響を及ぼす可能性のある罰は、いかなる状況下においても認められないとする規定には抵触するとみなされるだろう。

もしもこうした基本的な方向性を軸に子どもへの親のしつけ責任を整理しなおすのであれば、取るべき対応は以下の①～③のいずれかを選択することになるだろう。

- ① 懲戒権という規定を削除する。

- ② 懲戒権という規定を削除し、そのかわりに「精神のおよび身体的暴力その他の品位を傷つける行動から子を保護する監護者の義務」および「子のケアおよび養育において、親は、情緒的もしくは身体的暴力または他のいかなる屈辱的な取扱いも用いない」などと明記してしつけのあり方についての指針を示す。
- ③ 懲戒権という規定は残すがその但し書きとして体罰の禁止と共に②で示されたような指針を示す。
- ① であれば、世界が進めてきた体罰禁止法がもつ養育者のケアの質、目指す価値観には触れずに置いておくことになる。
- ② であれば、懲戒権に替わる子どものしつけをめぐる指針を設けなければならない。これは文化に根ざす相当に複雑な問題を扱うことになるかもしれない。
- ③ 「懲戒」という歴史的な経緯・変遷を背負ってきた言葉を残しつつ、体罰を禁じ、さらにその他の②のしつけをめぐる指針を設けることになり、そもそも懲戒という言葉を残しながら、それを制限する見解を付けて「懲戒」という言葉を従来の意味からは骨抜きにする、という奇妙な対応となるかもしれない。

個人的には ② が望ましいと考えるが、その追加の指針を定めるための作業部会なり委員会などが必要ではないかと考えられる。

個人的に「懲戒」の削除としつけに関する指針の呈示が望ましいと考える理由は

- ① 体罰容認の根拠として 万やむを得ない合理的必然性のある懲戒 という主張を虐待する保護者から幾度となく児童相談現場で受けてきた個人的経験。
- ② 「叩きさえしなければいいだろう」という「体罰行為」だけに限定した抗弁を児童相談現場で何度も受けてきた個人的経験。それは身体的暴力さえ振るわなければ、他のいかなる暴力的な処罰も懲戒権によって正当化されているということで、子どもの尊厳と最善の利益の保障の趣旨には全く該当しない行動を正当化してしまうことになる。
- ③ セーブ・ザ・チルドレンの2018年の調査報告「子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書：子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して」（公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 2018年2月15日発表）*によると日本では、6割の親が体罰を行使しており、中には「こぶしで殴る」「ものを使って叩く」「加減せずに叩く」がそのうち28.6%に達していること、さらに自分自身は叩かれたことは全くなかったと回答している親の6割近くが自分の子育てでは叩いた経験をしていることが報告されている。この状況は世間一般のふつうの親が、虐待にならなければ子育ての中で子どもに暴力をふるうことをしつけの範疇で許容されると感じており、かつ実際に体罰を行使している実態を示している。

* https://www.savechildren.or.jp/jpnem/jpn/pdf/php_report201802.pdf

さらに「21世紀出生時縦断調査」で、3歳半の時におしりをたたくななどの体罰を受けていた子どもが、そうでない子どもに比べて5歳半の時に問題行動のリスクが高くなっているとの報告がある**。これは具体的な体罰の有無だけでなく、それに随伴する様々な心理的・情

緒的なケアの質を含め、そうした体罰の容認に反映されるような育児姿勢・育児行動が子どもの健全育成を妨害するような影響を与えていることを示している。

** https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG31H0N_R30C17A7000000/

これらの諸般の実態を見れば、それだけでどの程度の実効性があるかはさておき、基本的に子育てにおける体罰と精神的な傷つきを含む処罰の禁止を法制化する必要性があり、その第1歩が「懲戒権」の削除とそれに代わるべき育児の在り方の指針を示すことであると考えられる次第である。 以上

諸外国の体罰禁止法の規定

Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children
<https://endcorporalpunishment.org/>

日本語訳については平野裕二氏「A R C平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」
<https://w.atwiki.jp/childrights/pages/107.html> を参照・引用させていただきました。
一部 山本が加工しています。

◆スウェーデン（1979年）：子どもと親法 6章1条

「子どもはケア、安全および良質な養育に対する権利を有する。子どもは、その人格および個性を尊重して扱われ、体罰または他のいかなる屈辱的な扱いも受けない」（1983年改正）

◆フィンランド（1983年）：子どもの監護およびアクセス権法 1章1条3項

「子どもは理解、安全および優しさのもとで育てられる。子どもは抑圧、体罰または他の辱めの対象とされない。独立、責任およびおとなとしての生活に向けた子どもの成長が支援されかつ奨励される」

◆ノルウェー（1987年）：親子法 30条3項

「子どもは、身体的暴力、またはその身体的もしくは精神的健康を害する可能性がある取扱いの対象とされない」

◆オーストリア（1989年）：民法146条(a)

「未成年の子は親の命令に従わなければならない。親は、命令およびその実施において、子供の年齢、発達および人格を考慮しなければならない。有形力を用いることおよび身体的または精神的危害を加えることは許されない」

◆キプロス（1994年）

—家庭における暴力の防止および被害者の保護法（1994年）：「家族のいずれかの構成員による、家族の他の構成員に対する暴力の行使」を犯罪化（3条1項・3項）

—家庭における暴力の防止および被害者の保護について定める法（2000年、刑法154章）：「この法律の適用上、暴力とは、いずれかの不法な行為、不作為または行動であって、家族のいずれかの構成員に対して家族の他の構成員が身体的、性的または精神的損傷を直接加える結果に至ったものを意味し、かつ、被害者の同意を得ずに性交を行なうことおよび被害者の自由を制限することを目的として用いられる暴力を含む」（3条1項）

◆デンマーク（1997年）：親の監護権／権限ならびに面接交渉権法改正法 1条

「子どもはケアおよび安全に対する権利を有する。子どもは、その人格を尊重して扱われ、かつ、体罰または他のいかなる侮辱的な扱いも受けない」

◆クロアチア（1998年）：家族法 88条（旧87条、2003年に条文番号変更）

「親その他の家族構成員は、子どもを、品位を傷つける取扱い、精神的または身体的処罰および虐待の対象としてはならない」

（関連規定）家族法 92条：「親は、子どもを、他の者による品位を傷つける取扱いおよび身体的虐待から保護しなければならない」

◆ラトビア（1998年）：子どもの権利保護法 9条2項

「子どもは、残虐に扱われ、拷問されまたは体罰を受けず、かつ、その尊厳または名誉を侵害されない」

◆ドイツ（2000年）：養育における有形力追放法（民法）1631条2項

「子どもは、有形力の行使を受けずに養育される権利を有する。体罰、心理的被害の生起その他の品位を傷つける措置は禁じられる」

（関連規定）青年福祉法 16条1項

「母、父その他の法定保護者ならびに青年は、家庭における教育の一般的促進のためのサービスを提供される。当該サービスは、母、父その他の法定保護者の教育上の責任がよりよい形で遂行されることに寄与するためのものである。また、有形力を用いることなく家庭における紛争状況を解決する手段を示すためのものでもある」

◆ブルガリア（2000年）：子ども保護法 11条2項

「すべての子どもは、その尊厳を害するあらゆる養育手段、身体的、精神的その他の態様の暴力、〔ならびに〕その利益に反するあらゆる形態の影響から保護される権利を有する」

◆イスラエル（2000年）

－最高裁が、イスラエル国 対 プローニット（State of Israel v. Plonit）事件判決において、実質的にあらゆる体罰を犯罪化（体罰を理由とする抗弁を認めず、また体罰の日常的使用はたとえ重大な傷害につながらなくとも児童虐待に相当すると判示）

－国会も、親、保護者および教員に対する不法行為訴訟における「合理的懲戒」の抗弁を廃止（不法行為法改正9号）

◆アイスランド（2003年）：子ども法 28条

「子の監護には、精神のおよび身体的暴力その他の品位を傷つける行動から子を保護する監護者の義務が含まれる」

◆ルーマニア（2004年）：子どもの権利保護促進法

「子どもは、その人格および個性を尊重される権利を有し、体罰またはその他の屈辱的なもしくは品位を傷つける取扱いを受けない。子どものしつけのための措置は、その子どもの尊厳にしたがってのみとることができ、体罰または子どもの身体的および精神的発達に関わる罰もしくは子どもの情緒的状况に影響を及ぼす可能性のある罰は、いかなる状況下においても認められない」（28条）

「いずれかの種類の体罰を実行することまたは子どもからその権利を剥奪することは、子どもの生命、身体的、精神的、霊的、道徳的および社会的発達、身体的不可侵性ならびに身体的および精神的健康を脅かすことにつながるおそれがあるので、家庭においても、子どもの保護、ケアおよび教育を確保するいずれかの施設においても、禁じられる」（90条）

◆ウクライナ（2004年）：家族法 150条（7）家庭を含むすべての設定での体罰は禁止されている。「子どもの体罰、両親による非人道的または品位を傷つける取り扱いまたは罰は禁止される。」

◆ハンガリー（2005年）：子どもの保護および後見運営法 6条5項

「子どもは、その尊厳を尊重され、かつ虐待（身体的、性的および精神的暴力、ケアの懈怠ならびにいずれかの情報によって引き起こされる被害）から保護される権利を有する。子どもは、拷問、体罰およびいずれかの残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける処罰または取扱いを受けない」

◆ギリシア（2006年）：家族間暴力禁止法 4条

「子どもの養育の文脈における、しつけのための措置としての子どもに対する身体的暴力に対しては、〔親の権限の濫用に対する対応を定めた〕民法第1532条の対応が適用される」

◆オランダ（2007年）：民法 1：247条

「1. 親の権限には、未成年の子をケアしおよび養育する親の義務および権利が含まれる。
2. 子のケアおよび養育には、子の情緒的および身体的福祉、子の安全ならびに子の人格の発達の促進への配慮および責任が含まれる。子のケアおよび養育において、親は、情緒的もしくは身体的暴力または他のいかなる屈辱的な取扱いも用いない」

◆ニュージーランド（2007年）：刑法59条

「第59条（親の統制）

(1) 子を持つすべての親およびこれに代わる立場にあるすべての者による有形力の行使は、当該有形力が状況に照らして合理的であり、かつ次のいずれかの目的のために用いられる場合には、正当と認められる。

(a) 子または他の者に対する危害を防止し、もしくは最小限に留めるため。

(b) 子が犯罪に相当する行為に携わり、もしくは携わり続けることを防止するため。

(c) 子が攻撃的なまたは破壊的な行動に携わり、もしくは携わり続けることを防止するため。

(d) 望ましいケアおよび子育てに付随する通常の日常的職務を遂行するため。

(2) 1項のいかなる規定またはコモンローのいかなる規則も、矯正を目的とする有形力の行使を正当化するものではない。

(3) 2項は1項に優越する。

(4) 子に対する有形力の行使をとまなう犯罪との関わりで行なわれた、子の親またはこれに代わる立場にある者に対する告発について、当該犯罪がきわめて瑣末であることから起訴することに何の公益もないと考えられるときは、警察にはこれを起訴しない裁量権があることを、疑いを回避するために確認する」

辞典にみる懲戒の定義

ちょう-かい【懲戒】 小学館 デジタル大辞泉

【名】(スル)

1 不正または不当な行為に対して制裁を加えるなどして、こらしめること。

「本紙は容赦なく…畜生道に陥りたる二人を一し」〈有島・或る女〉

2 特別の監督関係または身分関係における紀律の維持のために、一定の義務違反に対して制裁を科すること。特に、公務員の懲戒処分。

懲戒【ちょうかい】 平凡社 百科事典マイペディア

特別権力関係の紀律維持のため義務違反者に対し一定の制裁（懲戒罰）を科すこと。懲戒罰は刑罰とは目的を異にするから両者を併科できる。一般職の国家・地方公務員に対する免職・停職・減給・戒告がその例。他に弁護士・公証人・司法書士・公認会計士・弁理士・建築士・議員等につき法定され、また特別の身分関係における学生・在監者・少年院被収容者等に対するもの、また親権者の子に対する懲戒がある。労使関係においては、多く就業規則（労働協約に定める場合もある）に基づいて行われる使用者の一方的処分（戒告・減給・解雇など）をいう。この場合、使用者が懲戒権をその固有の権利として行使し得るか否か、またその根拠・限界等については議論がある。

ちょうかい【懲戒】 平凡社 世界大百科事典第2版

特別の身分関係・監督関係における紀律を維持するために、その関係に服する者の一定の義務違反に対して制裁を科する制度。その制裁を懲戒罰というが、これは刑罰とは目的・性質を異にするので、法的には両者の併科は可能である。懲戒には以下のような場合がある。

【公務員の懲戒】

一般職の国家公務員・地方公務員については、その服務上の義務違反に対して、免職、停職、減給、戒告の4種の懲戒処分が定められている(国家公務員法 82 条, 地方公務員法 29 条)が、詳しくは〈公務員〉の項目を参照されたい。

ちょうかい【懲戒】 三省堂 大辞林第三版

(名)スル

① こらしましめること。「悪人を一することにはならずして／明六雑誌 15」

② 不正・不当な行為に対して、制裁を与えること。

㊦ 公職にある者の義務違反に対し、国家または公共団体の与える制裁。一般職の公務員には、免職・停職・減給・戒告があり、裁判官や国立大学教員にも裁判や審査の手続きがある。懲戒罰。懲罰。

④ 弁護士会が会員である弁護士に対して与える制裁。

懲戒に関する英語(研究社新英和中辞典) 名詞としての意味のみ抽出

discipline

不可算名詞 訓練, 鍛練, 修養; 教練.

military discipline 軍事訓練, 教練.

b 可算名詞 訓練法, 修業法.

a good discipline for the memory 記憶のすぐれた訓練法.

c 不可算名詞 (鍛練で得た)抑制, 自制(心), 克己(こつき).

She displayed remarkable discipline. 彼女はすばらしい自制(心)を示した.

2 不可算名詞 しつけ; 規律, 統制; 戒律.

keep [preserve] discipline 規律を守る.

3 不可算名詞 懲戒, 折檻(せつかん).

He needs discipline. 彼には懲戒が必要だ.

4 可算名詞 学問(の分野); (大学の)専門分野, 学科.

punishment

名詞

1 不可算名詞 処罰, 刑罰 [for].

capital punishment 極刑.

2 可算名詞 懲罰, 折檻(せつかん) [for].

as a punishment for... …に対する懲罰として.

3 不可算名詞 《口語》 虐待, 酷使.

This car will take a lot of punishment. この車はかなりの酷使に耐える.

例文 harsh punishment 厳罰.

capital punishment 極刑.

corporal punishment 体罰.

disciplinary punishment 懲戒

reprimand

名詞不可算名詞 [具体的には 可算名詞]

(公式な厳しい)叱責(しつせき); 譴責(けんせき), 懲戒.

administer [receive] a sharp reprimand 厳しく譴責する[を受ける].